

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="389 288 875 339" style="text-align: center;"><b>治山林道事業留意事項</b></p> <p data-bbox="501 943 741 983" style="text-align: center;"><u>平成 30 年 4 月</u></p> <p data-bbox="315 1182 931 1222" style="text-align: center;">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1364 288 1850 339" style="text-align: center;"><b>治山林道事業留意事項</b></p> <p data-bbox="1503 943 1765 983" style="text-align: center;"><u>平成 29 年 10 月</u></p> <p data-bbox="1323 1182 1939 1222" style="text-align: center;">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

(1) 諸雑費及び端数処理について

設計書における諸雑費及び端数処理については、高知県土木部の土木工事標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書に準じて取扱うこととする。

但し、林道事業の切盛計画にかかる工種の単価表については下記の取り扱いとする。

①切盛流用計画の工種に係る単価表については、円単位で金額を計上するものとし、一円未満は切り捨てる。

②切盛流用計画に係る単価表については、諸雑費による端数処理を行わない。

(2) 共通仮設費及び現場管理費の補正

略

(3) 近接工事の諸経費等の取扱い要領

略

(4) 積み上げ運搬費について

略

(5) 市場単価

略

(6) 機械損料の割増計算

略

(7) 大型ブレーカの損料割増について

略

(8) 土工関係（治山・林道共通）

略

(9) 排出ガス対策型機械の適用について

略

(10) 木製型枠及び木製残存型枠について

略

(11) 数値基準について

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

新設

(1) 共通仮設費及び現場管理費の補正

略

(2) 近接工事の諸経費等の取扱い要領

略

(3) 積み上げ運搬費について

略

(4) 市場単価

略

(5) 機械損料の割増計算

略

(6) 大型ブレーカの損料割増について

略

(7) 土工関係（治山・林道共通）

略

(8) 排出ガス対策型機械の適用について

略

(9) 木製型枠及び木製残存型枠について

略

(10) 数値基準について

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

<p>略</p> <p>(12) 治山林道工事におけるアンカー引抜試験について</p> <p>略</p> <p>(13) 植生ネット工について</p> <p>略</p> <p>(14) 土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について</p> <p>略</p> <p>(15) 治山林道事業で発生する根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて</p> <p>2. 参考資料 ～ 3. 治山林道事業における流量計算 略</p> <p><b>治 山 事 業</b></p> <p>1. 設計歩掛適用基準 ～ 10. その他 略</p> <p>1 仮設費と安全費の考え方について</p> <p>略</p> <p>2 電柱移転等</p> <p>略</p> <p>3 床版橋について</p> <p>略</p> <p>4 立木伐採補償について</p> <p>工事支障木は、事前に補償対象が明らかな場合は工事施工前に立木補償契約を締結し事前収去を前提に補償費として処理する。また、任意仮設により場所を特定出来ない場合や自然災害、工事に従って想定していなかった土地等を必要とする場合の立木補償については新たに立木補償契約を締結する。</p> <p>(1) 補償内容・契約方法について (29 高治林第 1535 号 平成 30 年 3 月</p>	<p>略</p> <p>(11) 治山林道工事におけるアンカー引抜試験について</p> <p>略</p> <p>(12) 植生ネット工について</p> <p>略</p> <p>(13) 土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について</p> <p>略</p> <p>(14) 治山林道事業で発生する根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて</p> <p>2. 参考資料 ～ 3. 治山林道事業における流量計算 略</p> <p><b>治 山 事 業</b></p> <p>1. 設計歩掛適用基準 ～ 10. その他 略</p> <p>1 仮設費と安全費の考え方について</p> <p>略</p> <p>2 電柱移転等</p> <p>略</p> <p>3 床版橋について</p> <p>略</p> <p>立木伐採補償について</p> <p>工事支障木は、事前に補償対象が明らかな場合は工事施工前に立木補償契約を締結し事前収去を前提に補償費として処理する。ただしまた、任意仮設により場所を特定出来ない場合や自然災害、工事に従って想定していなかった土地等を必要とする場合の軽微な立木補償については役務費として処理する新たに立木補償契約を締結する。</p> <p>(1) 補償内容・契約方法について (29 高治林第 1535 号 平成 30 年 3 月 29 日</p>
---	--

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

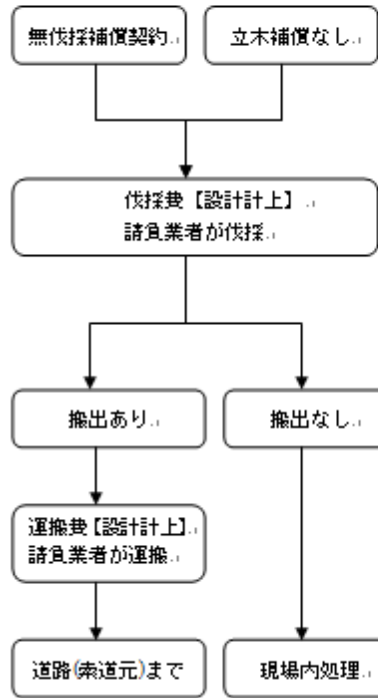
<p><b>29 日通知)</b>  「治山事業に伴う立木補償に関する要綱」「治山事業に伴う立木補償に関する実施要領」により行うこと。</p> <p>(2) 設計積算方法について  ア. 無伐採補償契約及び立木補償を行わない場合 (別紙1)  (ア) 伐採費  共通仮設費 準備費に計上・・・・・・(諸経費対象外)  ・補償契約の立木補償個人別明細表よる本数 (樹種・胸高直径) の合計を計上  ・支障木単価を適用  (イ) 運搬費  立木を工事現場外へ搬出する必要がある場合に計上  ・設計計上が必要な場合は運搬経費を直接工事費に計上・・・・・・(別紙2)  ・運搬数量は玉切した丸太を末口二乗法により材積を算出し合計を計上  ・搬出は工事現場から道路 (索道元) までとする。  ※積込み (玉掛け) は支障木単価の片付に含むため計上しない。</p> <p>イ. 伐採補償契約の場合 (別紙1)  所有者が立木を処分する事としているため、搬出に係る経費は設計計上しない。</p> <p>ウ. 適用  平成 <b>30</b> 年 4 月 1 日以降の設計積算にかかるものから適用。</p>	<p><b>通知)</b><del>—(22 高治林第 1227 号—平成 23 年 3 月 2 日通知)—</del>  「治山事業に伴う立木補償に関する要綱」「治山事業に伴う立木補償に関する実施要領」により行うこと。</p> <p>(2) 設計積算方法について<del>—(23 高治林第 1235 号—平成 23 年 3 月 7 日通知)—</del>  ア. 無伐採補償契約及び立木補償を行わない場合 (別紙1)  (ア) 伐採費  共通仮設費 準備費に計上・・・・・・(諸経費対象外)  ・補償契約の立木補償個人別明細表よる本数 (樹種・胸高直径) の合計を計上  ・支障木単価を適用  (イ) 運搬費  立木を工事現場外へ搬出する必要がある場合に計上  ・設計計上が必要な場合は運搬経費を直接工事費に計上・・・・・・(別紙2)  ・運搬数量は玉切した丸太を末口二乗法により材積を算出し合計を計上  ・搬出は工事現場から道路 (索道元) までとする。  ※積込み (玉掛け) は支障木単価の片付に含むため計上しない。</p> <p>イ. 伐採補償契約及び役務費の場合 (別紙1)  所有者が立木を処分する事としているため、搬出に係る経費は設計計上しない。  <del>・役務費については従来どおり役務費に設計計上し、現場管理費算定の基礎となる</del>  <del>純工事費及び一般管理費算定の基礎となる工事原価に含めない。</del></p> <p>ウ. 適用  平成 <del>23</del><b>30</b> 年 4 月 1 日以降の設計積算にかかるものから適用。</p>
--	--

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

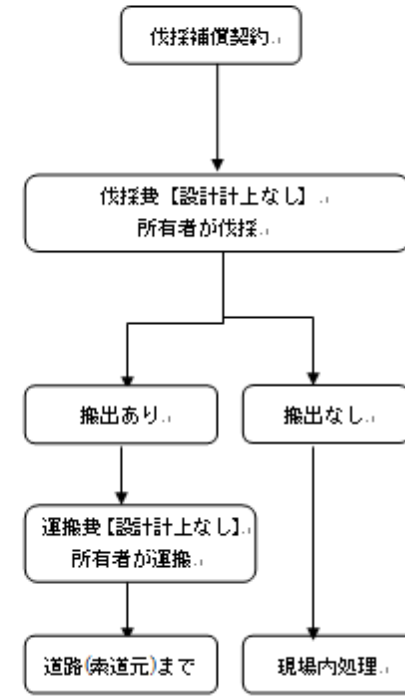
別紙1

【設計積算方法フローチャート】

(1)無伐採補償契約及び立木補償を行わない場合



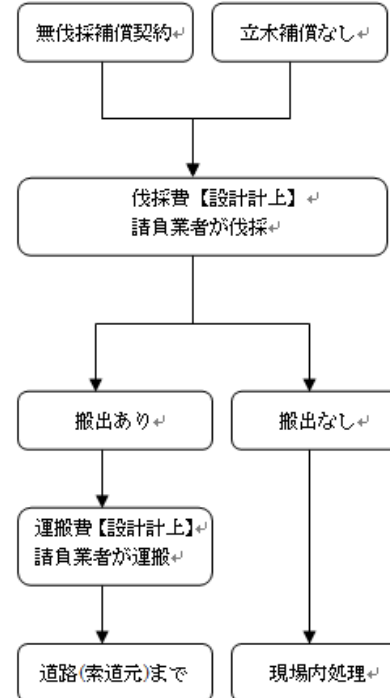
(2)伐採補償契約の場合



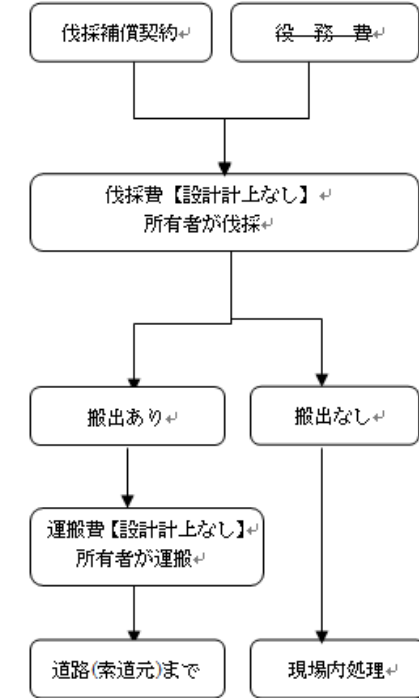
別紙1

【設計積算方法フローチャート】

(1)無伐採補償契約及び立木補償を行わない場合



(2)伐採補償契約及び役務費の場合



「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

別紙2]

伐採木現場外搬出経費積算

明細表(直接工事費に計上)					1式
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	適用
ケーブルクレーン運搬(木材)	m3	A			材積集計表の合計

伐採木の現場外搬出材積集計表

工事名(工事番号): \_\_\_\_\_

NO	末口直径(cm)	長さ(m)	材積(m3)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計			A

(少数点以下3位四捨五入2位止)

別紙2]

伐採木現場外搬出経費積算

明細表(直接工事費に計上)					1式
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	適用
ケーブルクレーン運搬(木材)	m3	A			材積集計表の合計

伐採木の現場外搬出材積集計表

工事名(工事番号): \_\_\_\_\_

NO	末口直径(cm)	長さ(m)	材積(m3)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計			A

(少数点以下3位四捨五入2位止)

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

-(3) 役務費での補償費の支払いの確認

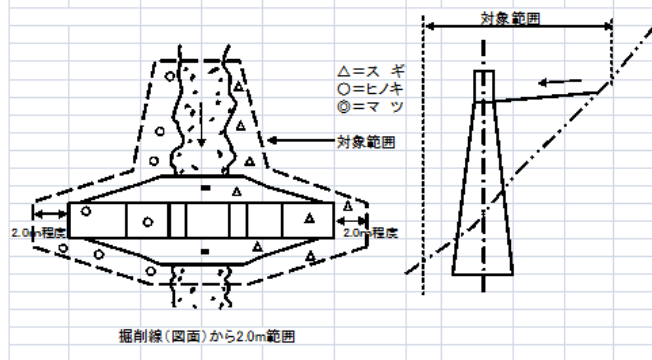
ア. ~~設計計上した補償額が支払われたことを、工事名が明記された領収書等により確認すること。~~

~~なお、伐採搬出費等と相殺して補償費を支払う場合は、その見積額も含めて確認する。~~

イ. ~~立木補償費が設計書に計上されており、請負業者が立木所有者に補償費を支払う必要があること及びその補償費の額を、請負業者に正確に伝えること。~~

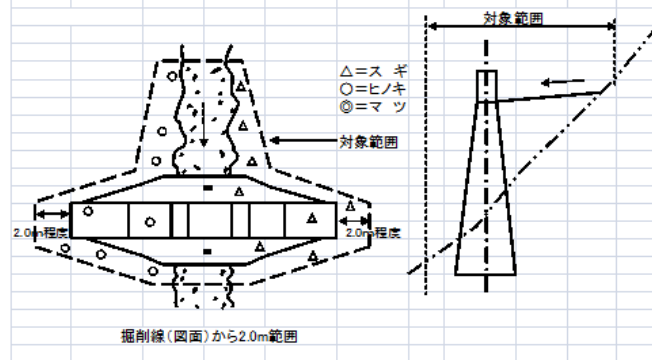
立木補償範囲

(1) 溪間工 (治山ダム) 平面図

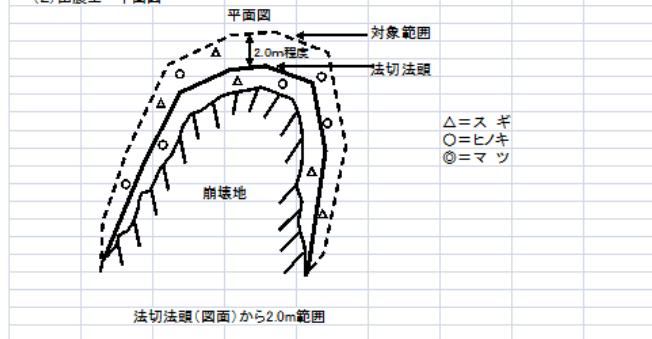


立木補償範囲

(1) 溪間工 (治山ダム) 平面図



(2) 山腹工 平面図



(2) 山腹工 平面図

